

障害者総合支援法附則の検討規定に係る各種提言等

○高齢の障害者に対する支援の在り方

【総合支援法附帯決議】

<衆議院(四)><参議院(三)>

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

【障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言】

I-1 法の理念・目的・範囲

【表題】 介護保険との関係

【結論】

- 障害者総合福祉法は、障害者が等しく基本的人権を享有する個人として、障害の種別と程度に関わりなく日常生活及び社会生活において障害者のニーズに基づく必要な支援を保障するものであり、介護保険法とはおのずと法の目的や性格を異にするものである。この違いを踏まえ、それぞれが別個の法体系として制度設計されるべきである。
- 介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとする。

I-4. 支援(サービス)体系

C. 支援体系を機能させるために必要な事項

4. グループホームでの生活を支える仕組み

【表題】 グループホームでの生活を支える仕組み

【結論】

- グループホームで居宅介護等の個別生活支援を利用できるようにする。
- 高齢化等により日中活動にかかる支援を利用することが困難であるか、又はそれを必要としない人が日中をグループホームで過ごすことができるように、支援体制の確保等、必要な措置を講じる。

4. 支援(サービス)体系

C. 支援体系を機能させるために必要な事項

7. 他分野との役割分担・財源調整

【表題】 シームレスな支援と他分野との役割分担・財源調整

【結論】

- 障害がいかに重度であっても、地域の中で他の者と平等に学び、働き、生活し、余暇を過ごすことができるような制度とする。